

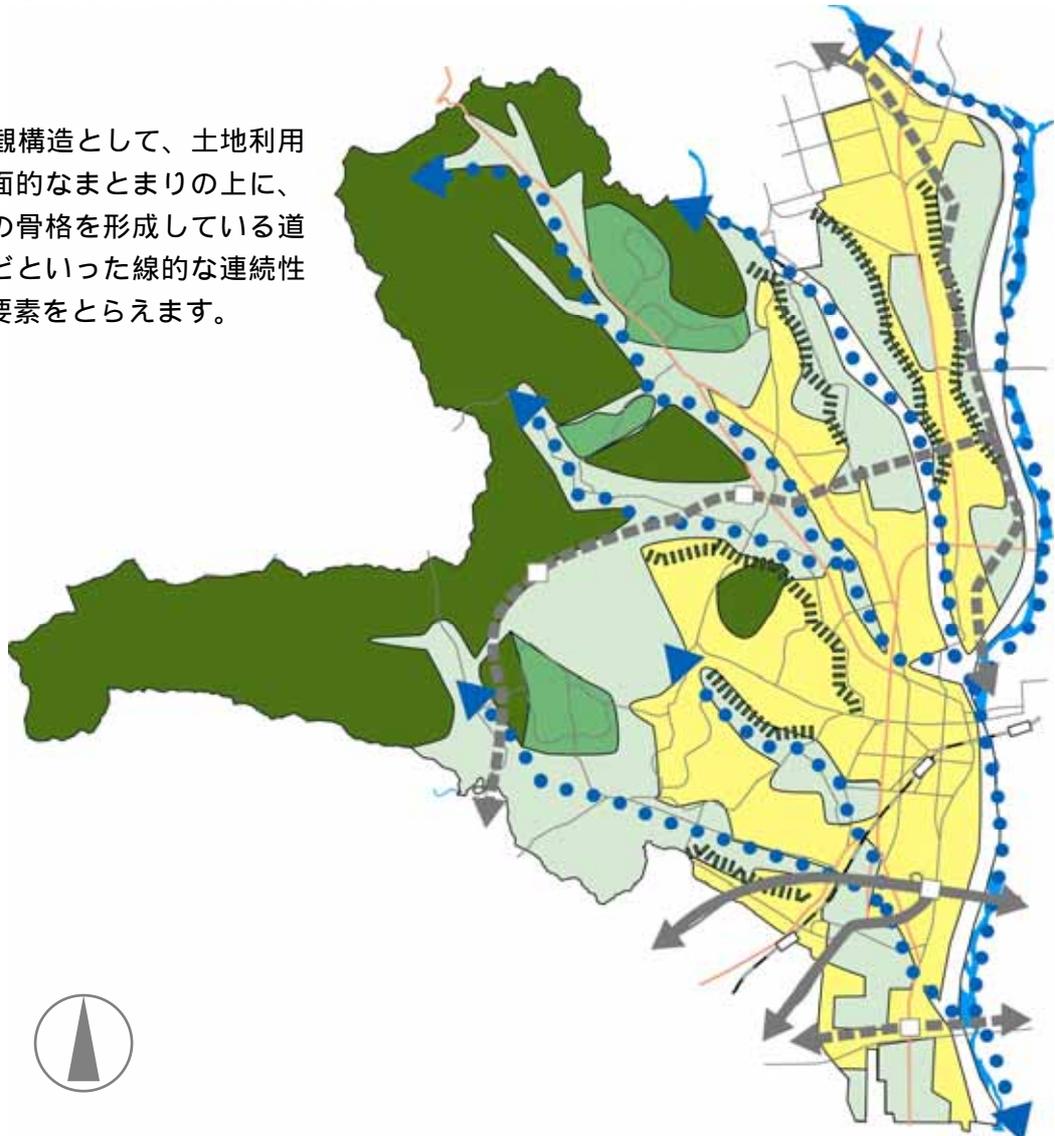
第II章 市全域で進める景観づくり

市全域（＝景観計画区域）において、景観法を活用して進める良好な景観づくりについて整理します。

1 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

(1) 景観構造

本市の景観構造として、土地利用などによる面的なまとまりの上に、本市の景観の骨格を形成している道路や河川などといった線的な連続性をもつ景観要素をとらえます。



土地利用に基づく面的な景観区分

- a 山地景観
- b 里山・田園景観
- c 市街地景観
- d 新市街地景観

線・点的な景観要素

- a 河川景観
- b 斜面緑地景観
- d 歴史・文化景観
- c 沿道景観
 - (高速道路)
 - (国道)
 - (幹線道路)

(2)土地利用区分別の方針

(1)の景観構造で示した「土地利用に基づく面的な景観区分」ごとに、景観形成の方針及びガイドラインを定めます。

a 山地景観

「市内からの眺望の背景となり、四季の彩りとやすらぎを与える丹沢大山」

【景観特性】

丹沢大山山地に連なる山麓の豊かな緑が、市内から望む景観の背景となり、四季の彩りとやすらぎを与えています。

大山の麓に広がる丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園は、本市の自然に親しむことができます。

大山は、眺望の対象となっているとともに、古くからの信仰の対象としても広域的なシンボルとなっています。

【課題】

生態系の変化に伴う樹林地の衰退
後継者問題等による樹林管理の不足
ゴミ、し尿処理などオーバーユース(*1)の顕在化

【想定する区域】

市街化調整区域のうち、土地利用が「山林」の区域



七沢（丹沢大山国定公園）
出典：(財)神奈川公園協会ホームページ



【景観形成の目標】

都市に近接した貴重な自然資源として、雄大な丹沢大山山地の魅力ある自然景観の保全と自然に親しむレクリエーションの場としての活用の両立を目指します。

【景観形成の方針】

まとまりのある樹林地の保全

地域の背景となる山なみの自然環境を保全するとともに、これらの自然との調和を図った景観形成に努めます。

自然に親しむレクリエーションの場としての活用

大山の麓に広がる丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園を中心として、自然観察や森林セラピーなど、森林の魅力を満喫できる自然レクリエーションの場としての活用を図ります。

(*1)オーバーユース：森林利用者の著しい増加によって生じる、ゴミ、踏み荒らし、トイレ、水質汚染といった様々な問題を森林の「オーバーユース（過剰利用）」と呼びます。

【景観形成ガイドライン】

| | 配慮事項 | 参考例 |
|-----------------------|---|-----|
| <p>自然景観になじませる</p> | <p>周辺の景観に考慮し、勾配屋根を用いる、高さを抑えるなど、施設の配置や形態、意匠等に配慮する。</p> | |
| | <p>光沢性の高い金属素材等の大面積での使用は避ける。</p> | |
| | <p>周辺の自然景観に調和しやすい石材や木材などの自然素材を効果的に用いる。 殺風景になりがちな駐車場や資材等置場、日常の生活環境と区分したい墓地等の敷地周縁部に植栽を施し、周辺環境との調和を図る。</p> | |
| <p>自然の色彩に調和させる</p> | <p>建築物の外壁や屋根など広い面積で使用する色は、周辺の自然色との調和に配慮し、高彩度色の使用は避ける。 〔 P.24、25「用途地域別 色彩誘導ガイドライン」参照 〕</p> | |
| | <p>使用する色数を少なくする。</p> | |
| <p>自然の樹林地を保全・再生する</p> | <p>まとまりある樹林を保存するよう努める。やむを得ず伐採する場合も必要最小限にとどめる。</p> | |
| | <p>可能な範囲で周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種による樹林地の再生を図る。</p> | |
| <p>現況の地形を活かす</p> | <p>現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。</p> | |
| | <p>やむを得ず擁壁を設ける場合は、擁壁前面の緑化や化粧擁壁など、周辺への圧迫感の軽減を図る。</p> | |

b 里山・田園景観

「丘陵の谷筋や斜面に形成された、厚木の原風景である農業集落」

【景観特性】

丹沢大山の麓に広がる丘陵部では、谷筋や斜面に農地と集落が形成され、本市の原風景となる里山景観を形成しています。

河川や水路等の水辺では、ホタルの生息など豊かな自然環境を形成しています。

往時の街道筋には、歴史的資源である寺社や歴史を伝える石碑などが見られます。

河川沿いの低地部には、田園や農園など四季の彩りある景観が私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えています。

【課題】

農地の宅地転用による田園の市街化進行

地域の景観形成に活かされていない歴史・文化的資源

【想定する区域】

市街化調整区域のうち、「a 山地景観」以外の区域



七沢

【景観形成の目標】

地域に残る自然や歴史的資源の適切な維持・活用により、ゆとりと潤いを感じられる里山景観の保全・形成を目指します。

【景観形成の方針】

里山・田園景観に配慮した大規模な行為等の規制・誘導

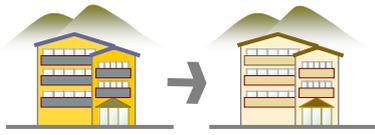
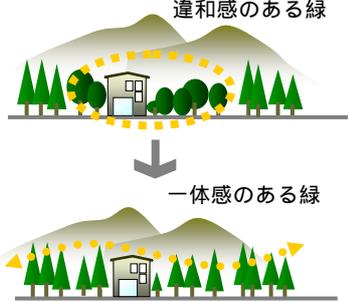
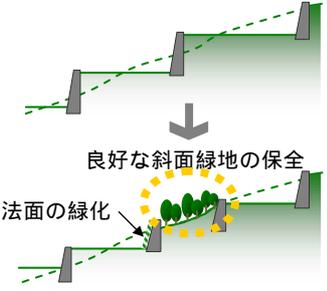
農地の宅地転用に伴う市街化の進行に対し、大規模な行為等における景観形成基準を定め、ゆとりと潤いを感じられるヒューマンスケール(*1)の里山景観の維持・保全に向けた景観の規制・誘導を図ります。

地域の歴史的資源を尊重した集落景観の形成

地域の歴史的な資源である寺社やその境内の樹木などを地域の歴史を物語る貴重な財産として、地域と一体になった保全に努めるとともに、特徴的な集落景観の形成に向けた積極的な活用を図ります。

(*1) ヒューマンスケール：人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさのことをいいます。

【景観形成ガイドライン】

| 配慮事項 | | 参考例 |
|------------------|---|---|
| 意匠や形態を自然景観になじませる | 周辺の景観に配慮し、勾配屋根を用いる、高さを抑えるなど、施設の配置や形態、意匠等に配慮する。 |  <p>眺望の広がりを意識した配置や形態への配慮</p> |
| | 建物外観には光沢性の高い金属等の大面積での使用は避ける。 |  <p>光沢性の低い素材の使用</p> |
| | 建物の外観やフェンス等には周辺の自然景観に調和し、時間とともに味わいが出る、自然素材を効果的に使用する。 |  <p>木材や石材等の自然素材の活用</p> |
| 自然の色彩に調和させる | 建築物の外壁や屋根など広い面積で使用する色は、周辺の自然色との調和に配慮し、高彩度色の使用は避ける。 〔 P.24、25「用途地域別 色彩誘導ガイドライン」参照 〕 |  <p>背景色との調和 色数の抑制 高彩度色の使用抑制</p> |
| | 使用する色数を少なくする。 | |
| 社寺林や屋敷林を保全する | 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植を行う。 |  <p>違和感のある緑 一体感のある緑</p> |
| | 緑化するにあたっては、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を活かしたものとする。 | |
| 現況の地形を活かした造成とする | 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 |  <p>法面の緑化 良好な斜面緑地の保全</p> |
| | 法面が生じる場合も、緩やかな勾配とし、法面の緑化に努める。 | |

| | 配慮事項 | 参考例 |
|-------------------------|---|--------------------------|
| <p>緑化等により周辺環境と調和させる</p> | <p>殺風景になりがちな駐車場や資材等置場、日常の生活環境と区分したい墓地等の敷地周縁部に植栽を施し、周辺環境との調和を図る。</p> | <p>敷地周縁部への植栽</p> |
| | <p>やむを得ず擁壁を設ける場合は、擁壁前面の緑化や化粧擁壁など、周辺への圧迫感の軽減を図る。</p> | <p>擁壁前面の緑化 化粧擁壁</p> |

c 市街地景観

「様々な都市活動が創り出す、まとまりある都市的空間」

【景観特性】

本厚木駅前には多様な商業施設が充実し、多くの人々が訪れるにぎわい空間として、歩道のバリアフリー化や無電柱化が進められ、すっきりとした道路空間が形成されています。比較的low層の住宅地が広がり、各所に落ち着きとまとまりのある住宅団地が形成されています。

市内には工業地が多く見られ、特に大規模工場や工業団地などでは豊かな緑に包まれた、整然とした街なみが形成されています。

【課題】

駅前商業地における大型で派手な色彩の屋外広告物の掲出

周辺環境から突出した色彩や形態の建築物の立地

街路樹や宅地内の緑の維持・保全

大規模施設や街区の大きな工業地が隣接する業務・商業や住宅地等へ与える圧迫感

【想定する区域】

市街化区域のうち、「d 新市街地景観」以外の区域



中町大通り



上依知



内陸工業団地

【景観形成の目標】

生活の基本空間である住宅地や商業・工業の産業地など、それぞれの利用特性に応じた景観誘導による街なみづくりを目指します。

【景観形成の方針】

建築等におけるデザイン意識の向上

個性を活かしながらも周辺景観との調和に配慮した色彩やデザインに対する設計者や建築主の意識向上を図り、住宅地、商業地、工業地といった、それぞれの地域の持つ機能を損なわない中で、景観においても質の高さを保つことにより地区の魅力を高めていきます。

また、周辺景観へ与える影響の大きい大規模な建築物等については、形態・意匠に関する景観形成基準を設け、規制・誘導による景観形成を行います。

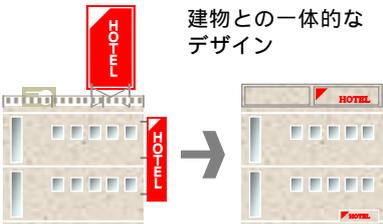
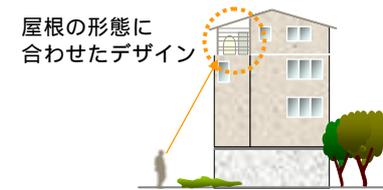
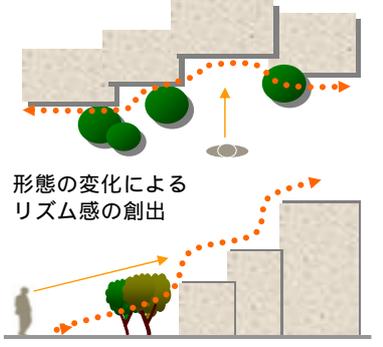
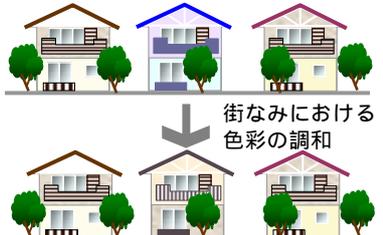
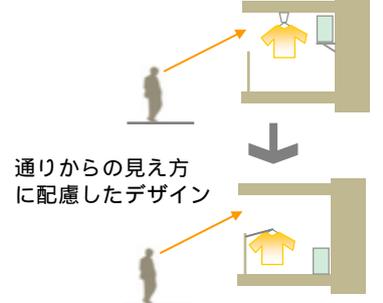
魅力ある歩行者空間の確保

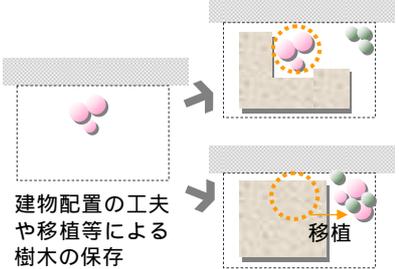
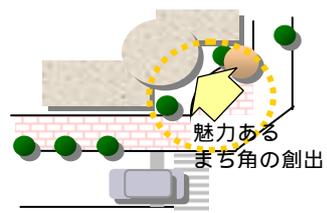
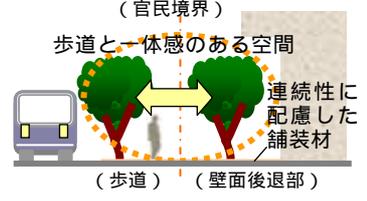
多くの人々が集まる商業地等においては、緑陰のある街路樹の植栽、電線の地中化、デザインの統一されたストリートファニチャーの設置など、安全で快適な魅力ある歩行者空間の創出に努めます。

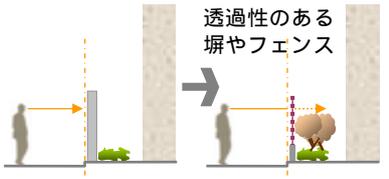
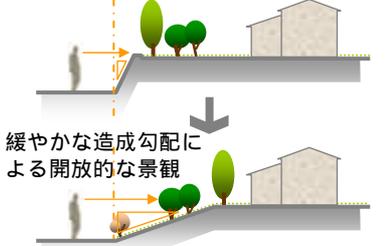
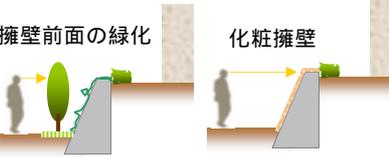
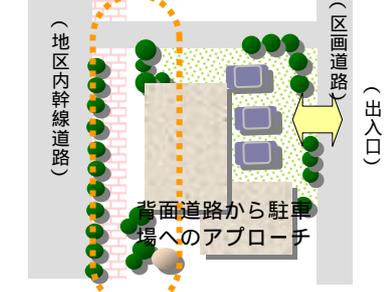
シンボル景観の活用

大山等の山なみが見える場所や通りなどの見通しを意識し、市街地内においてこれらのシンボル景観を街なみの中に取り込む工夫を行うことで、地域の心象風景を意識付けるとともに、来訪者に対しても地域の魅力をアピールします。

【景観形成ガイドライン】

| | 配慮事項 | 参考例 |
|--------------------------|---|--|
| <p>街なみへの違和感・圧迫感を軽減する</p> | <p>建築設備や広告物は、その形態等のバランスに配慮し、建築物本体との一体的なデザインに努める。</p> | <p>建物との一体的なデザイン</p>  |
| | <p>広告物は集約化し、必要最小限の掲出とする。</p> | <p>屋根の形態に合わせたデザイン</p>  |
| | <p>周辺の景観に配慮した建物の高さや形状、配置、意匠等を工夫する。</p> | |
| | <p>大規模な集合住宅や工場・倉庫等の長大な壁面は、適度に分節するなど周辺への圧迫感の軽減と街なみとしてのリズムづくりに努める。</p> | <p>形態の変化によるリズム感の創出</p>  |
| | <p>建築物の外壁や屋根など広い面積で使用する色彩は、周辺の街なみとの調和に配慮する。 〔 P.24、25「用途地域別 色彩誘導ガイドライン」参照 〕</p> | <p>街なみにおける色彩の調和</p>  |
| | <p>大規模な工場や倉庫等は単調で圧迫感を与える配色を避け、形態の変化等に応じて色彩に変化を付けるなど、親しみの持てる色彩とする。</p> | <p>色彩の変化による圧迫感の軽減</p>  |
| | <p>共同住宅においては、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えないよう工夫する。</p> | <p>通りからの見え方に配慮したデザイン</p>  |

| | 配慮事項 | 参考例 |
|--|--|---|
| <p>緑化により潤いを創出する</p> | <p>殺風景になりがちな工場・倉庫や駐車場、大規模な工作物等の周りには積極的に緑化を行い、潤いある空間の形成に努める。</p> | <p>緑による潤いの創出</p>  |
| | <p>住宅等は、生垣又は四季を感じさせる樹木や草花による囲障を施す。</p> | <p>四季を感じさせる樹木や草花による囲障</p>  |
| | <p>ビル等では、屋上緑化や壁面緑化等により、まち並みにうるおいを与えるように努める。</p> | <p>屋上緑化や壁面緑化によるうるおいの創出</p>  |
| | <p>敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存し、修景に活かすよう努める。</p> |  <p>建物配置の工夫や移植等による樹木の保存</p> |
| | <p>現在地での保存が難しい場合は移植の適否を判断した上で、可能な場合は敷地内への移植を行い、良好な樹勢の維持・回復を図る。</p> | |
| <p>商業地のにぎわいと魅力ある景観をつくる</p> | <p>低層部（1・2階部分）においては、ショーウィンドウの設置や照明による演出、サインの設置等により、にぎわいのある魅力的な景観を演出する。</p> |  <p>低層部の賑わい創出</p> |
| <p>人通りの多い道路の交差点では、まち角を意識した意匠やオープンスペースの確保など、魅力あるまち角の演出に努める。</p> | <p>人通りの多い道路の交差点では、まち角を意識した意匠やオープンスペースの確保など、魅力あるまち角の演出に努める。</p> |  <p>魅力あるまち角の創出</p> |
| <p>彩度の高い色彩をアクセントとして使用する場合は、建物全体でのバランスに配慮し、低層部に小面積で効果的に使用する。</p> | <p>彩度の高い色彩をアクセントとして使用する場合は、建物全体でのバランスに配慮し、低層部に小面積で効果的に使用する。</p> |  <p>低層階での効果的なアクセント色の使用</p> |
| <p>接道部の低層階は適度に壁面後退を行い、歩道との連続性に配慮した舗装材とするなど、歩道と一体感のある空間を創出する。</p> | <p>接道部の低層階は適度に壁面後退を行い、歩道との連続性に配慮した舗装材とするなど、歩道と一体感のある空間を創出する。</p> | <p>(官民境界)</p> <p>歩道と一体感のある空間</p>  <p>連続性に配慮した舗装材</p> <p>(歩道) (壁面後退部)</p> |

| | 配慮事項 | 参考例 |
|------------------|--|--|
| 安全で快適な歩行者空間を確保する | 歩行者の視線を遮る透過性のない塀やフェンス等の設置は避ける。 |  <p>透過性のある塀やフェンス</p> |
| | 造成等による切土又は盛土が生じる場合、敷地に余裕がある場合は緩やかな造成勾配とし、開放的な道路景観をつくる。 |  <p>緩やかな造成勾配による開放的な景観</p> |
| | やむを得ず擁壁を設ける場合は、擁壁前面の緑化や化粧擁壁など、周辺への圧迫感の軽減を図る。 |  <p>擁壁前面の緑化 化粧擁壁</p> |
| | 駐車場は建物前面への配置は避け、できるだけ背面等に集約化し、地区内幹線道路からのアプローチは行わないようにする。 |  <p>(地区内幹線道路) (区画道路) (出入口)</p> <p>背面道路から駐車場へのアプローチ</p> |

d 新市街地景観

「都市と自然が共存する、新たな市街地空間」

【景観特性】

まつかげ台やみはる野などには、丘陵地の自然と住宅が共存した新たな市街地景観が創出されています。

森の里は建築協定等により、建物前面の緑化、建物の色や形、大きさ等に統一感があり、調和の取れた美しい街なみが形成されています。

【課題】

緑と調和した良好な景観の維持・保全

【想定する区域】

面的開発等のまとまりある地区



森の里



【景観形成の目標】

地域コミュニティに基づいた地区固有のルールを継承し、市民が地域への愛着が持てる美しい街なみの維持・形成を目指します。

【景観形成の方針】

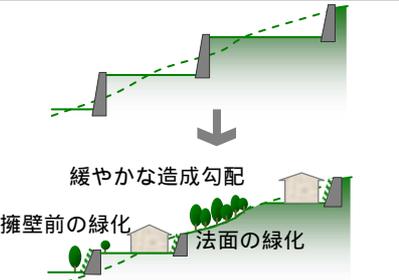
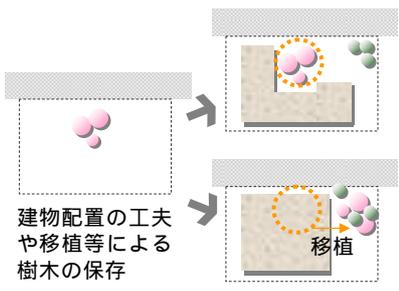
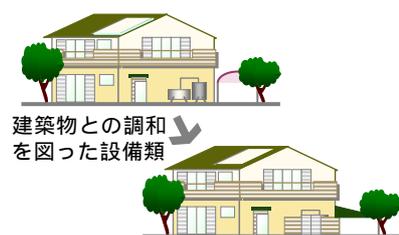
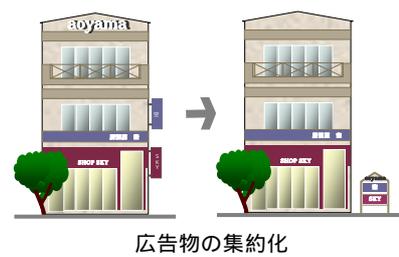
緑と調和した良好な景観の維持

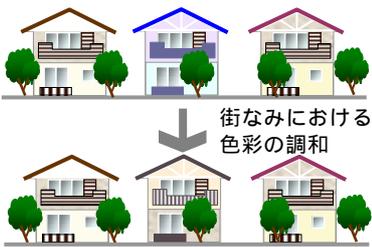
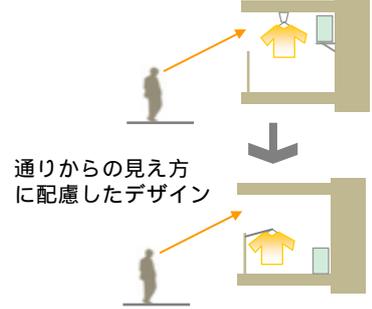
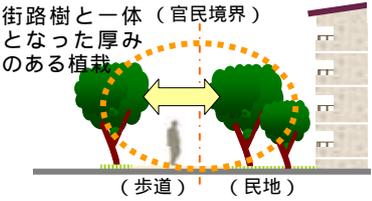
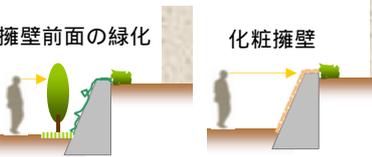
住宅団地などにおいて、地区固有のルールが設けられている地区においては、これらのルールを今後も継承し、景観を地区の個性としてまちづくりの中に積極的に活かしていくことが望まれます。

新たな面的開発地における個性づくり

住宅団地のほか、商業業務・工業地等の面的開発を行う場合は、地区指定等により、建物のデザインや緑化に関する地区特有のルールを付加し、個性ある街なみを形成します。

【景観形成ガイドライン】

| | 配慮事項 | 参考例 |
|---------------------------|---|--|
| <p>現況の地形や植生を活かす</p> | <p>造成等による切土又は盛土が生じる場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努める。</p> |  |
| | <p>敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存し、修景に生かすよう努める。</p> <p>現在地での保存が難しい場合は移植の適否を判断し、可能な場合は近隣への移植を行い、良好な樹勢の維持・回復を図る。</p> |  <p>建物配置の工夫や移植等による樹木の保存</p> |
| <p>地区の景観特性をデザインに活かす</p> | <p>周辺の景観に配慮した建物の高さや形状、配置、意匠等を工夫する。</p> |  <p>街なみに調和した規模及び形態・意匠</p> |
| | <p>地区内のデザインテーマを設定し、形態や素材等に関して共通のデザイン要素を用いることにより、まとまりのある景観形成を図る。</p> |  <p>共通のデザイン要素の導入</p> |
| <p>落ち着きとまとまりのある景観をつくる</p> | <p>建築設備や広告物は、その形態やデザインに配慮し、建築物本体との調和を図る。</p> |  <p>建築物との調和を図った設備類</p> |
| | <p>広告物は集約化し、必要最小限の掲出とする。</p> |  <p>広告物の集約化</p> |

| | 配慮事項 | 参考例 |
|---------------------------|---|---|
| <p>落ち着きとまとまりのある景観をつくる</p> | <p>建築物の外壁や屋根など広い面積で使用する色彩は、周辺の自然や街なみとの調和に配慮する。 〔 P.24、25「用途地域別 色彩誘導ガイド」ライン」参照</p> |  |
| | <p>屋根や外壁等に使用できる色彩（色相、彩度）をさらに絞り込むことで、まとまりのある景観形成を図る。</p> | |
| | <p>共同住宅においては、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えないよう工夫する。</p> |  |
| | <p>主要な道路沿いでは、街路樹と一体となって厚みのある緑の帯を創出する敷地内緑化を積極的に行う。</p> |  |
| | <p>やむを得ず擁壁を設ける場合は、擁壁前面の緑化や化粧擁壁など、周辺への圧迫感の軽減を図る。</p> |  |
| | <p>殺風景になりがちな駐車場等の周縁部に植栽を施し、周辺景観との調和を図る。</p> |  |

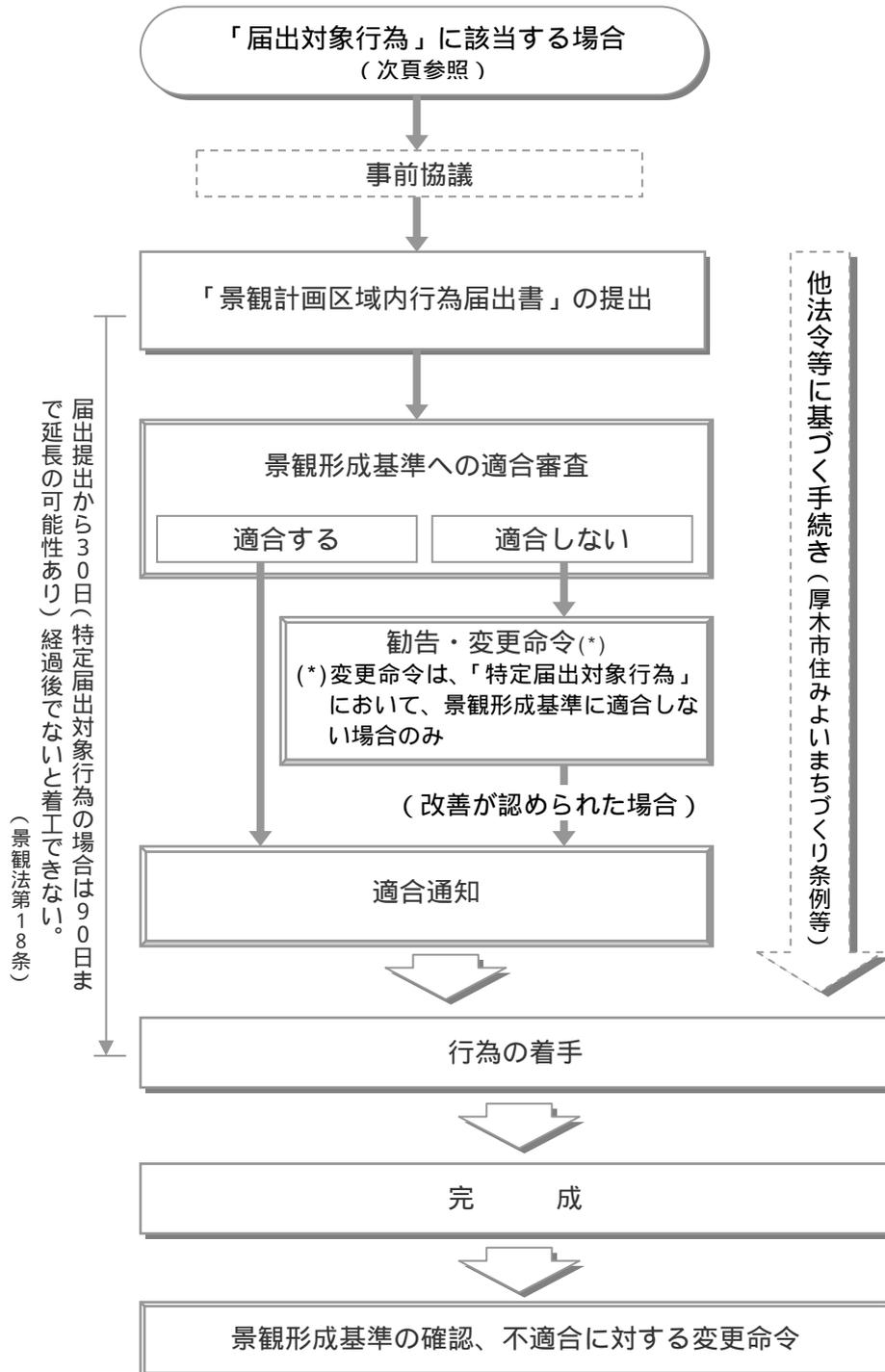
2 建築物の建築等における景観誘導

《良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号関係）》

(1) 行為の届出制度（法第16条第1項関係）

行為の届出制度の手続きは、下図のような流れで行います。

次頁に示す「届出対象行為」に該当する場合は、「景観計画区域内行為届出書」を提出し、景観形成基準への適合審査を受ける必要があります。



【届出対象行為】

下記に示す行為を法第 16 条第 1 項に基づく「届出対象行為」として定めます。

工作物は建築基準法施行令第 138 条に規定するもの及び高さ 10m を超え 15m 以下の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く）とします。

【特定届出対象行為】

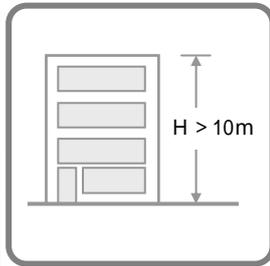
届出対象行為のうち、「建築物」及び「工作物」に関する行為を法第 17 条第 1 項に基づく「特定届出対象行為」とします。これらの行為が景観形成基準に適合しない場合、市長は変更命令等を出すことも可能です。

特定届出対象行為

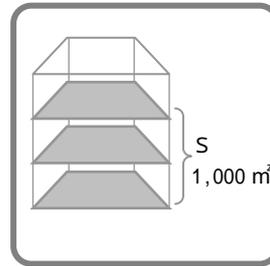
届出対象行為

建築物

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



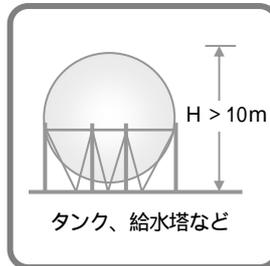
又は



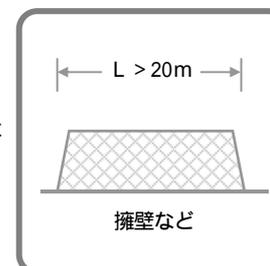
当該建築物の高さが 10m を超えるもの
又は
床面積の合計が 1,000 m² 以上のもの

工作物

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



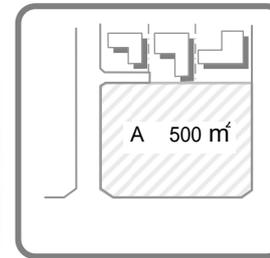
又は



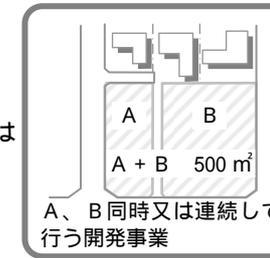
当該工作物の高さが 10m を超えるもの
又は
長さが 20m を超えるもの及び同時に設置されるもので長さの合計が 20m を超えるもの

開発行為

都市計画法上の開発行為



又は

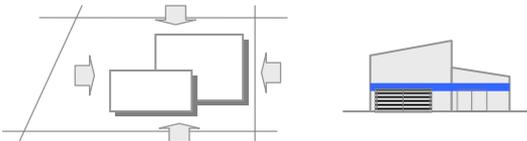


事業区域面積が 500 m² 以上であるもの
又は
隣接する区域が同時又は連続して行われる事業で合計面積が 500 m² 以上であるもの

(2) 景観形成基準 (法第8条第3項第2号関係)

(1)で定めた届出対象行為において、以下に定める基準に適合しないと認められる場合は、その届出に係る行為に関して設計変更等の措置の勧告や変更命令を行うことができます。

《建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠に関する基準 (法第8条第3項第2号イ関係)》

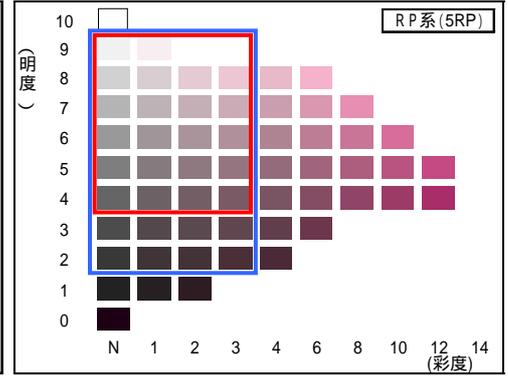
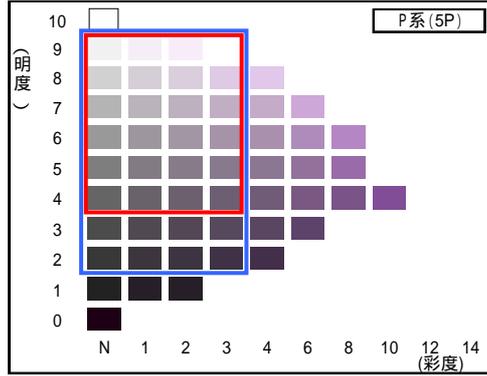
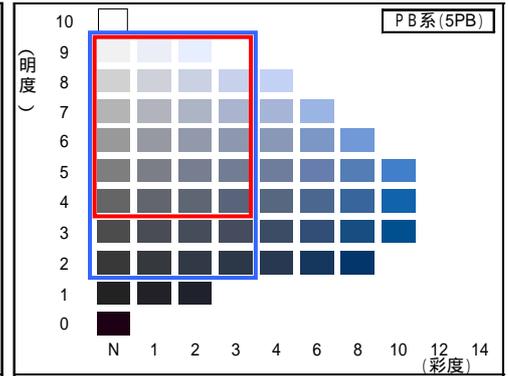
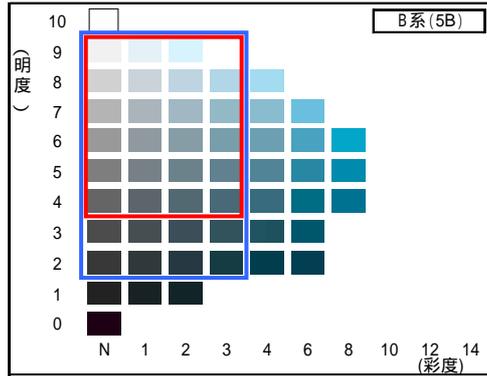
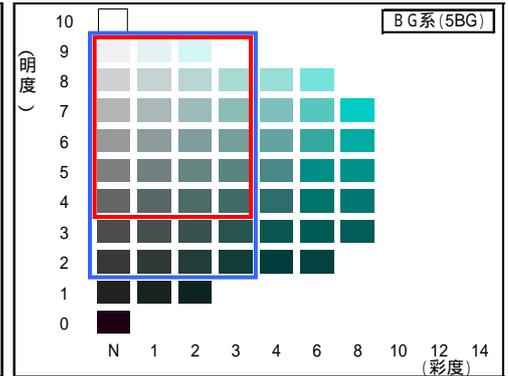
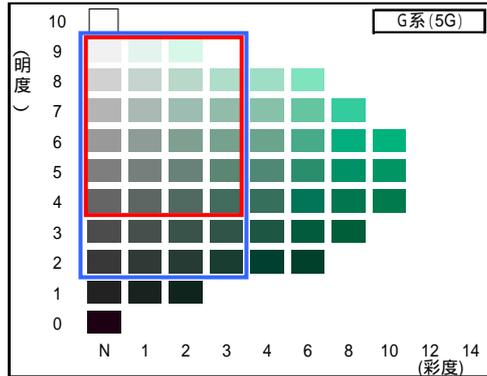
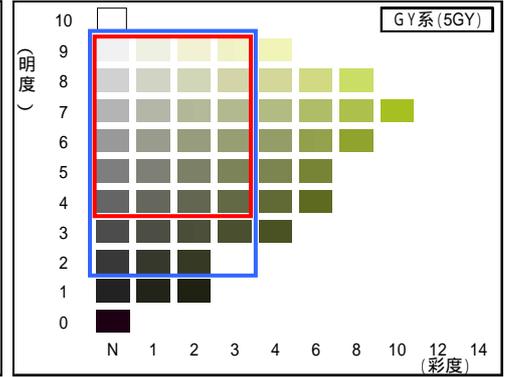
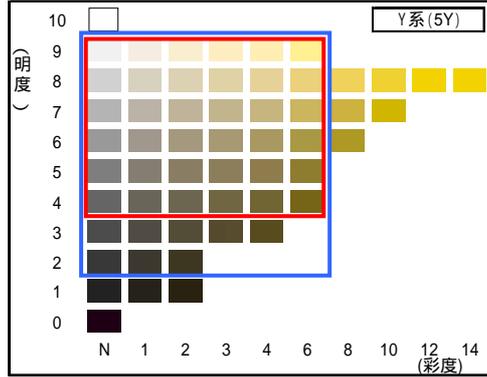
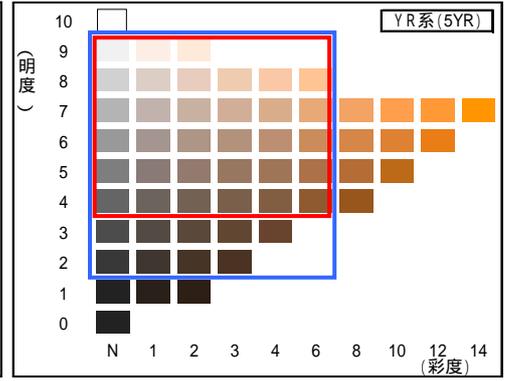
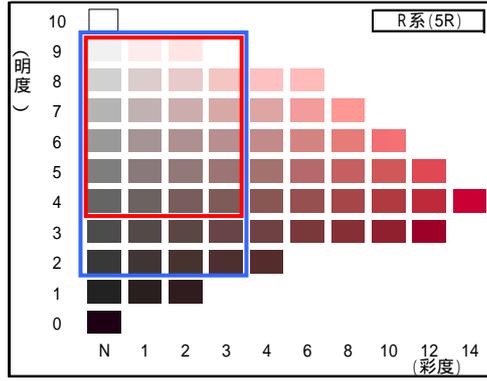
| | | 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|-------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-------------------|-------------------|-------------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|--------|--------|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 建築物等の色彩 | | <p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に掲げる範囲とする。ただし、表面に着色していない自然素材の色彩及び商業系用途地域（商業地域、近隣商業地域）内において、小面積（立面積の5%以内）で使用するアクセント色についてはこの限りではない。</p> <p>【自然素材の例】</p>  <p>赤レンガ 大谷石 諫早石(砂岩) 杉板 焼杉板</p> <p>【アクセント色の算定方法】</p>  <p>各立面において、立面積の5%以内において使用する色彩（アクセント色）は、下表によらなくても良い。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 色彩基準（マンセル値） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市街化区域</th> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁色</th> <th colspan="2">屋根色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">〔市街地景観 新市街地景観〕</td> <td>YR(黄赤)、Y(黄)</td> <td>4以上</td> <td>6以下</td> <td>2以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(灰)</td> <td>9以下</td> <td>-</td> <td>9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td></td> <td>3以下</td> <td></td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> | 市街化区域 | 色相 | 外壁色 | | 屋根色 | | 明度 | 彩度 | 明度 | 彩度 | 〔市街地景観 新市街地景観〕 | YR(黄赤)、Y(黄) | 4以上 | 6以下 | 2以上 | 6以下 | N(灰) | 9以下 | - | 9以下 | - | その他の色相 | | 3以下 | | 3以下 | | | |
| 市街化区域 | 色相 | 外壁色 | | | 屋根色 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 明度 | 彩度 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔市街地景観 新市街地景観〕 | YR(黄赤)、Y(黄) | 4以上 | 6以下 | 2以上 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | N(灰) | 9以下 | - | 9以下 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の色相 | | 3以下 | | 3以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市街化調整区域</th> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">外壁色</th> <th colspan="2">屋根色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">〔山地景観 里山・田園景観〕</td> <td>YR(黄赤)、Y(黄)</td> <td>4以上</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>N(灰)</td> <td>9以下</td> <td>-</td> <td>9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td></td> <td>2以下</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> | 市街化調整区域 | 色相 | 外壁色 | | 屋根色 | | 明度 | 彩度 | 明度 | 彩度 | 〔山地景観 里山・田園景観〕 | YR(黄赤)、Y(黄) | 4以上 | 4以下 | 2以上 | 4以下 | N(灰) | 9以下 | - | 9以下 | - | その他の色相 | | 2以下 | | 2以下 | | | | |
| 市街化調整区域 | 色相 | | | 外壁色 | | 屋根色 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 明度 | 彩度 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔山地景観 里山・田園景観〕 | YR(黄赤)、Y(黄) | 4以上 | 4以下 | 2以上 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | N(灰) | 9以下 | - | 9以下 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の色相 | | 2以下 | | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

市街化区域の色彩基準

市街地景観
新市街地景観

外壁色

屋根色

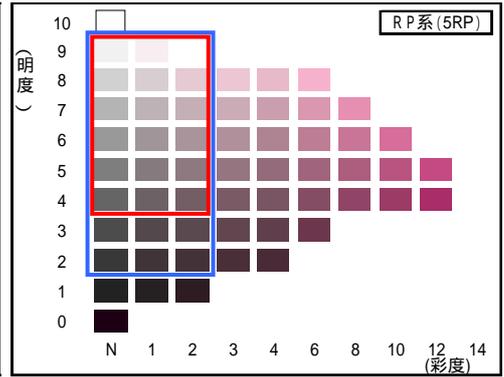
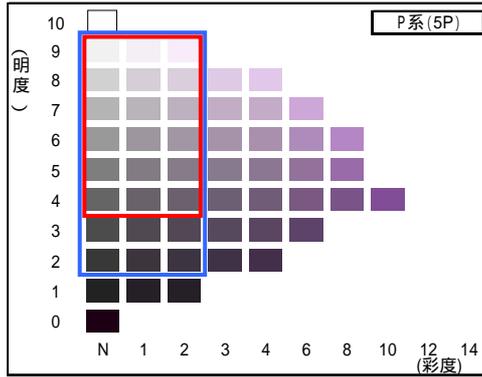
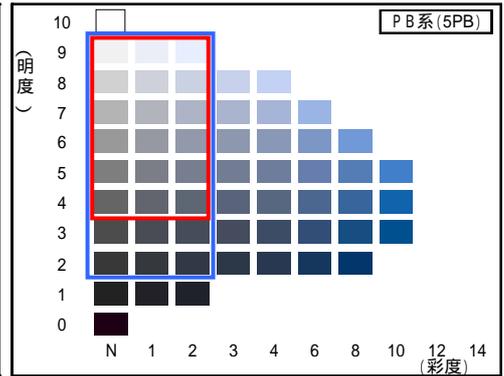
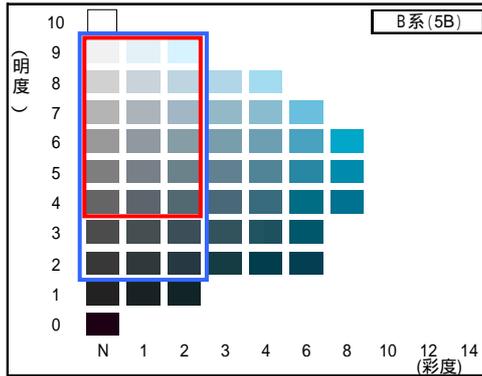
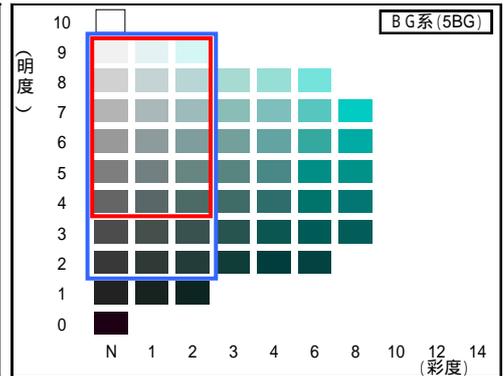
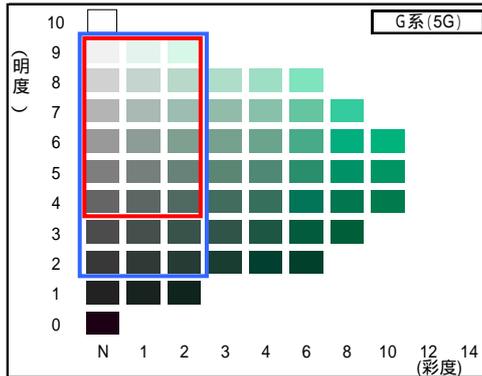
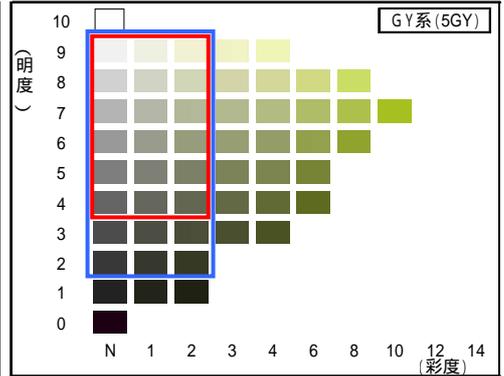
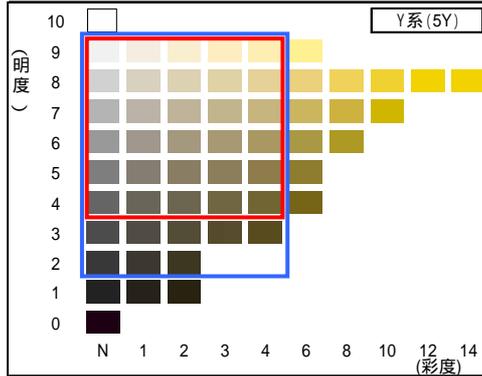
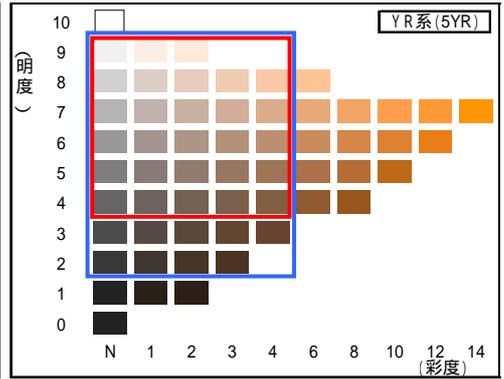
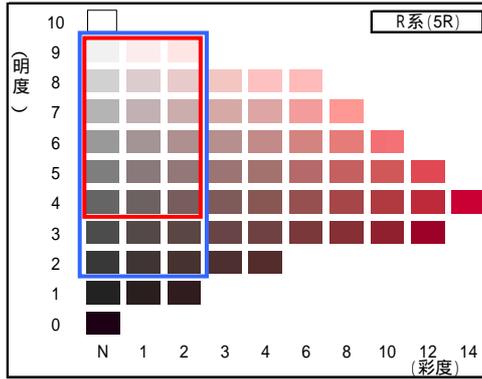


市街化調整区域の
色彩基準

〔 山地景観
里山・田園景観

外壁色

屋根色



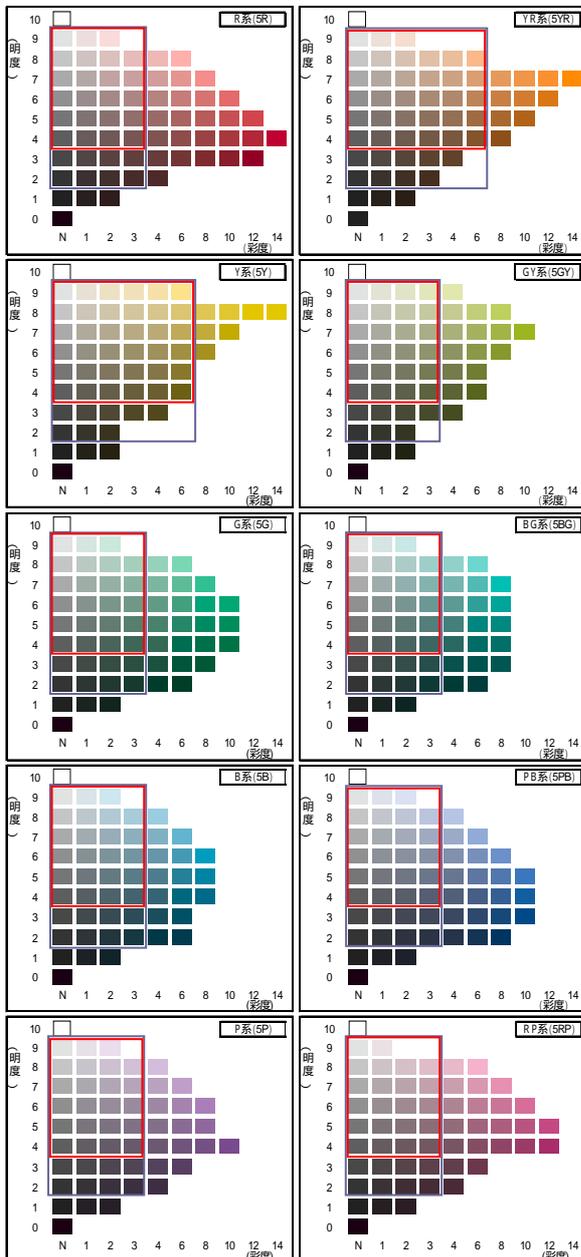
印刷のため実際の色彩と異なる場合があります。

《用途地域別 色彩誘導ガイドライン》

全市共通の色彩基準はP.21に示すとおりですが、土地利用に合わせて更に配慮することによって、より地域特性にあった色彩景観となります。ここでは、用途地域ごとの色彩の推奨範囲を示します。

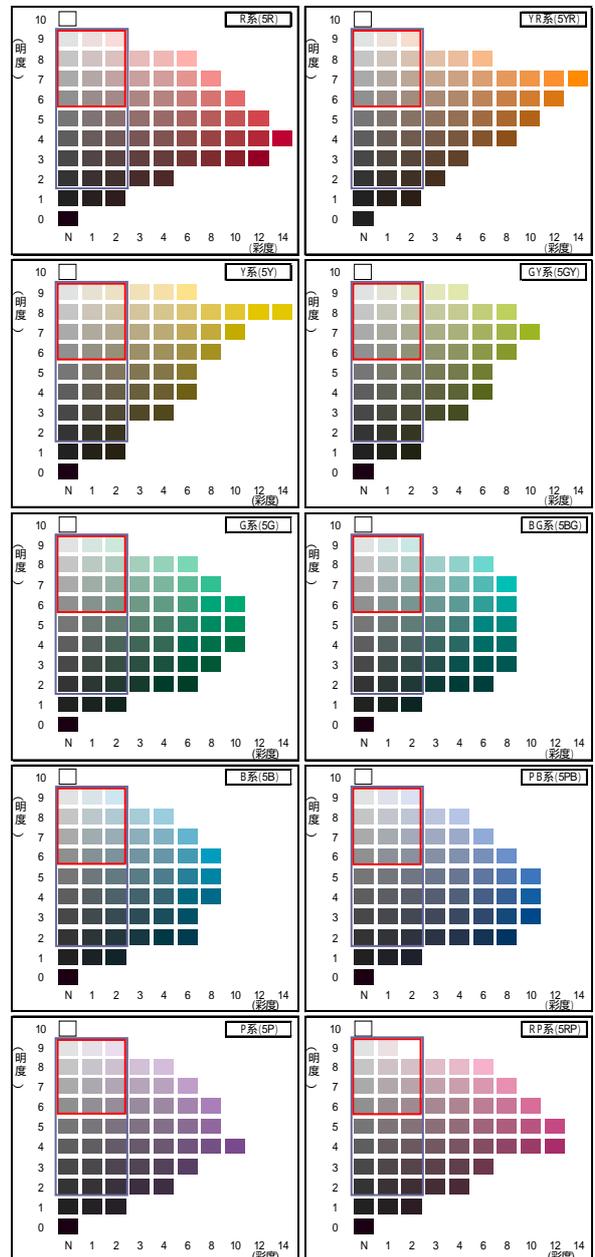
商業系用途地域（商業・近隣商業）

商業地の賑わい及び建物の個性を表現できるよう、色彩基準を広く使えるようにする。



工業系用途地域（工専・工業・準工業）

大壁面の工場や倉庫等においては、周辺への圧迫感を軽減するため、低彩度で明るい色彩を壁面に用いる。





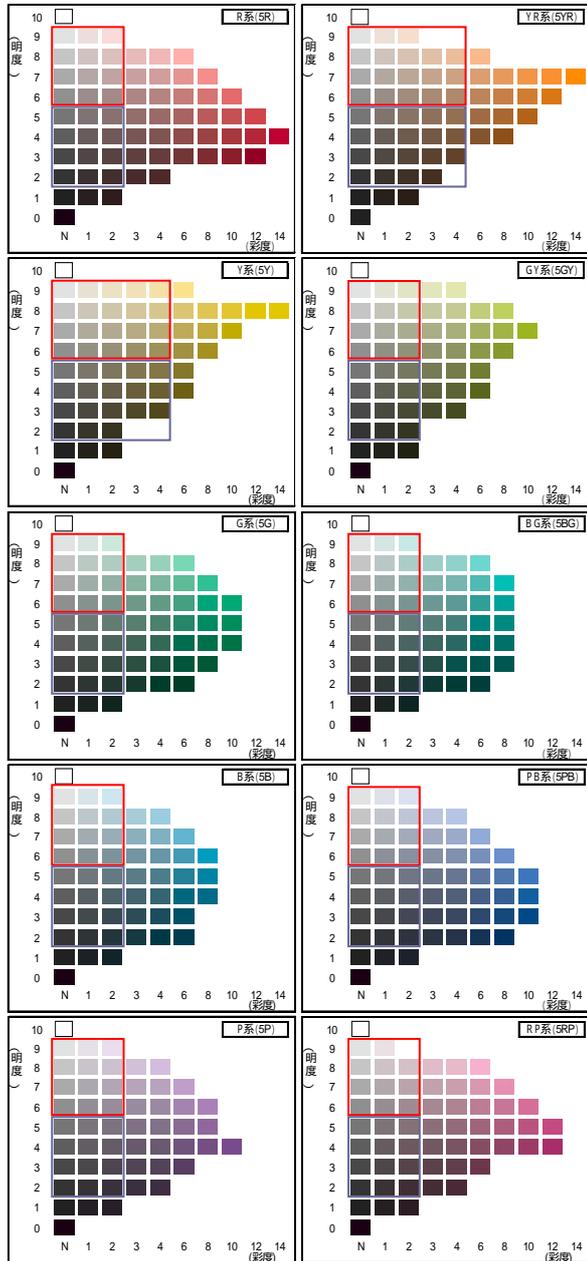
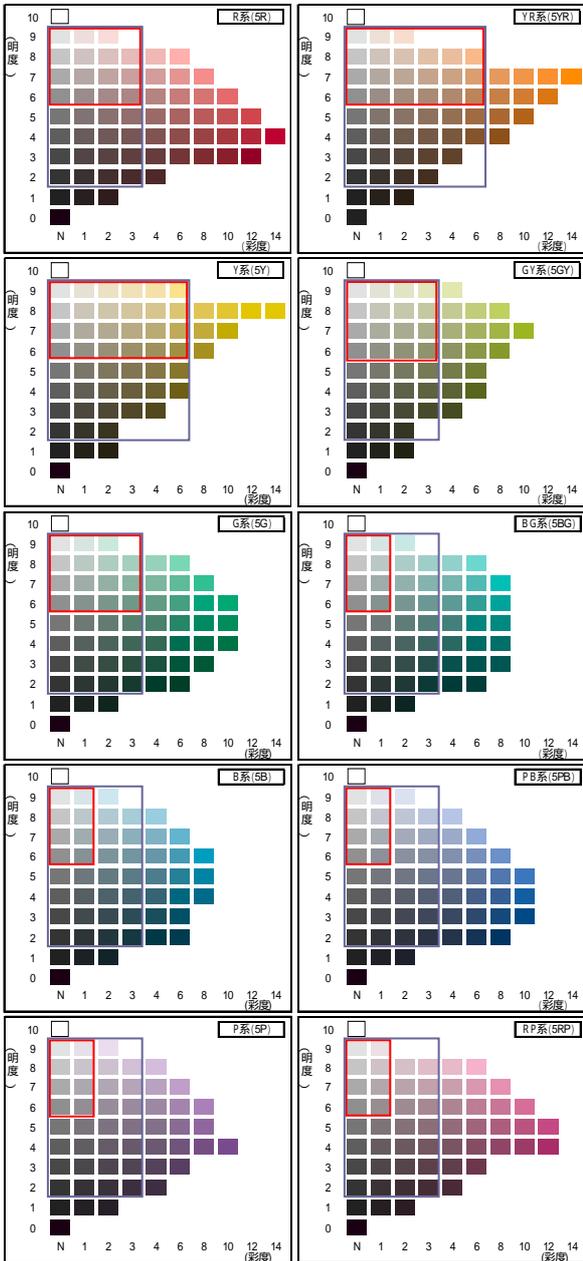
住居系用途地域

日常の生活空間として、あまり突出的にならず、温かみの感じられるよう、暖色系の低彩度色を壁面に用いる。



市街化調整区域

上からの視線にも配慮し、背景となる自然の緑に調和するよう、低彩度高明度の色彩を壁面に、低彩度低明度の色彩を屋根面に用いる。



3 地域の景観資源の保全と活用

《景観重要建造物及び樹木の指定方針（法第8条第2項第4号関係）》

(1) 景観重要建造物

次に示す建造物のうち、道路等の公共空間から誰もが容易に見ることができるもので、本市の景観形成において特に重要なものについて、管理者の合意のもと「景観重要建造物」に指定し、保全を図るものとします。

また、これらの「景観重要建造物」周辺においては、前章に示した「景観形成推進地区」指定に向けた取組みを進め、地域のまちづくりと一体になった資源の活用を図ります。

歴史や文化の観点から、地域の特性が表れているもの
地域の景観においてシンボリックな存在となっているもの
街角やアイストップ(*1)となる場所など、景観上重要な位置に立地するもの
市民生活や行事等に活用されるなど、市民に親しまれているもの
優れたデザインを有し、地域の景観づくりを先導する役割を持つもの



1641（寛永18）年に落成したといわれている寄棟造の本禅寺本堂（県重要文化財）

景観重要建造物に指定された場合は、次のような行為の規制や管理義務が課せられます。

市長の許可を受けなければ、増築や改築、移転、除却、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更はできません。（通常の管理行為、非常時の応急措置等は除く）
上記の変更について許可申請があった場合、市長は良好な景観保全のために必要と判断したときは、条件を付けることができます。
建造物の所有者や管理者は、その良好な景観が損なわれないよう、適切に管理しなければなりません。
管理が適切でないため、建造物が壊れたり失われるおそれがある場合は、市長は建造物の所有者や管理者に管理方法の改善等を命じることができます。

(*1)アイストップ：形や色、場所の特性などから、人の視線を引き付けるものや場所をいい、都市空間では一般に道路の突き当たりなどを指します。

(2) 景観重要樹木

次に示す樹木のうち、道路等の公共空間から誰もが容易に見ることができるもので、本市の景観形成において特に重要なものについて、管理者の合意のもと「景観重要樹木」に指定し、地域のまちづくりの重要な資源として保全・活用を図るものとします。

歴史や文化の観点から、地域の特性が表れているもの
地域の景観においてシンボルとなっており、市民に親しまれているもの
街角やアイストップとなる場所など、景観上重要な位置にあるもの
樹木が健全で、樹容が優れているもの
まとまりのある都市内の緑として感じられるもの



樹齢 500 年以上と推定される依知神社前のイチョウの古木（県名木 100 選 / 市天然記念物）

景観重要樹木に指定された場合は、次のような行為の規制や管理義務が課せられます。

市長の許可を受けなければ、移植や伐採はできません。（ 通常の管理行為、樹姿を整えるための枝打ちや剪定等は除く ）
上記の変更について許可申請があった場合、市長は良好な景観保全のために必要と判断したときは、条件を付けることができます。
樹木の所有者や管理者は、その良好な景観が損なわれないよう、適切に管理しなければなりません。
管理が適切でないため、樹木が枯れ、失われるおそれがある場合は、市長は樹木の所有者や管理者に管理方法の改善等を命じることができます。

4 地域の景観を先導する公共施設の整備

《指定に関する方針》

本市にある道路や河川、公園等の公共施設のうち、地域景観の向上のために特に重要なものについて、次に示す方針に基づき管理者の同意のもと「景観重要公共施設」に指定し、特に景観に配慮した整備を進めていきます。

また、「景観重要公共施設」周辺においては、前章に示した「景観形成推進地区」に向けた取り組みを進め、地域のまちづくりと一体になった資源の活用を図ります。

景観上、骨格又はシンボルとなっているもの
 多くの市民に利用され、親しまれているもの
 歴史、文化及び生活の観点から、地域の特性が表れているもの

《景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号口関係）》

中心市街地において、歩道のバリアフリー整備や電線地中化等がほぼ完了し、景観上、都市の骨格として位置づけられる以下の道路、また中心市街地において、明るく開放感がある交流拠点として、広く市民に親しまれている以下の公園を景観重要公共施設に指定します。



整備に関する
方針

《道路》

現状の良好な景観を変化させないよう、適切な維持管理を行います。

《公園》

隣接する歩道と一体となった、明るく開放的な現状の良好な景観を維持するよう、適切な維持管理を行います。

整備に関する
基準（道路）

当該道路の管理者は、交通安全施設の建設等を行う場合には、右表に定める色彩基準に適合するものとする。

なお、本基準において示す色彩は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法（マンセル値）によるものとする。

| 種 類 | 基 準 |
|---|--|
| 車両用防護柵（ガードレール形式を除く） 歩行者自転車用柵 道路照明施設 | 10YR2.0/1.0 （ダークブラウン） |
| 車両用防護柵（ガードレール形式） 横断歩道橋（手摺部分を除く） | 10YR6.0/1.0 （グレーベージュ） |
| 車止め | 交差点ごとに意匠を統一し、 自然素材の色彩又はダーク ブラウンとする。 |
| 道路標識の支柱 | 10YR2.0/1.0 （ダークブラウン） |
| 歩道の舗装 | 基調色（主に用いられる色 彩）については、アースカラ ー又はグレー系の彩度の低 いものとする。 |

上表に示した以外の施設については公共施設管理者と市が調整を図り色彩を決定するものとする。道路標識の表示面等法令で定められているもの、安全上又は緊急上止むを得ない場合を除く。景観計画施行時点で現に存するもの（塗替え時は除く）については適用しない。

《景観重要公共施設の占用許可の基準（法第8条第2項第5号八関係）》

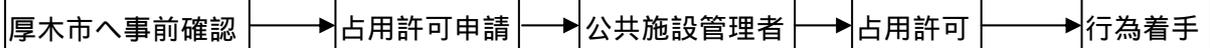
占用許可の
基準（道路）

道路法第32条第1項
又は第3項

| 種 類 | 基 準 |
|--------------|--------------------------|
| 地上変圧器 | 10YR2.0/1.0 （ダークブラウン） |
| 照明施設（街灯・防犯灯） | |
| バス停の上屋 | |

景観計画施行時点で現に存するもの（塗替え時は除く）又は地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響の無い工作物等はこの限りでない。

占用許可を受けようとするものは、厚木市の景観主管課の確認を受けた後手続きを行うこと。



《その他》

信号柱については、10YR2.0/1.0（ダークブラウン）とする。